

子ども・若者に関する施策検討懇談会 報告書（案）

タイトル案

「子ども・若者だれもが自分の生き方がみつかる多様な出会いと居場所のあるまち」に向けて子ども・若者支援施策のあり方
「誰一人取り残さない持続可能な子ども・若者支援」

I. 多摩市における子ども・若者の現状と課題

(1) データからみる現状と課題

1) 拡大する将来の不安

日本の社会は子ども・若者の皆さんがのびのびと自由に遊び、様々な社会体験を経て、大人への階段を登ることが保障された社会と言えるでしょうか。

戦後の高度経済成長を実現し、一億総中流意識と言われた時代を過ぎて、バブル経済が崩壊してから、日本経済も停滞し、終身雇用という日本型の経済からグローバル化した経済の新自由主義的競争原理の導入によって、派遣雇用など企業寄りの労働環境の進展に、生活の困窮を抱える世帯も増加し、貧富の差は世代間の差とも重なり、将来の持続可能性にも不安の影を落としている。

子どもの貧困、虐待、不登校の増加、引きこもりの長期化など、その社会の不安な要素は子どもに反映して現れる。

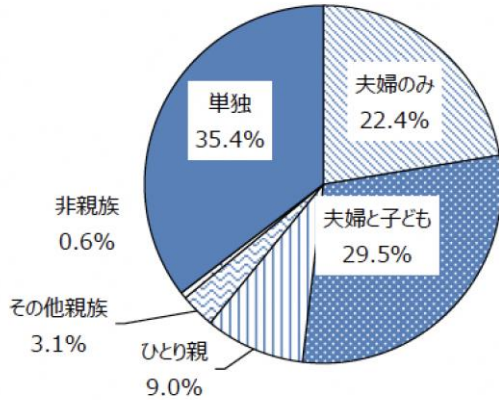
高度経済成長時代の肝いりのニュータウン事業でつくられた多摩ニュータウンの多くの部分を抱える多摩市も、そういう大都市東京目指して居住するマイホームを実現した理想的な中流家庭が住む、緑豊かな郊外住宅地のイメージがあったが、外見とはうらはらに、将来への不安の要因がみられる。とりわけ、その不安は子ども、若者にまずはあらわれてくる。

2) マイホームがもたらした孤立無縁社会

高度経済成長を牽引した住宅建設、不動産、土建および金融の関連産業は戸建、マンション等の共同住宅も含めて「マイホーム」という夢の追求によって支えられていた。国の景気回復もいまだに土建業に依存する。だがその「マイホーム」の実現は核家族化の進展をも意味していた。三世代の関係の中での子どもが親のみならず祖父母、また時に叔父叔母など大家族の中で人間関係の基礎的な愛情を知り、しつけも含めて生きる知恵を学び、そして近隣とも開け放れた多様な人間関係での相互扶助的な関係は、プライバシー重視に外界に閉鎖された住宅形式と核家族化によって消えていった。それは子どもの成長を育む見えないセーフティネットの網の目の網を断ち切る流れとなった。

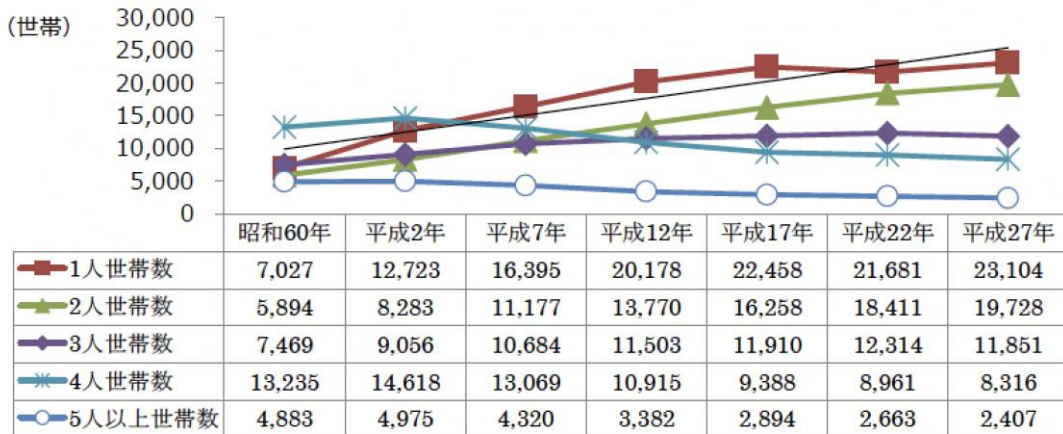
そしてIT革命以降、ますますその物理的な近在の相互依存性は薄れ、周囲の助けを得なくても個人で生きられるかのような感覚が支配し、助け、援助を求めることは恥、ないし人に迷惑というような、個人の囲い込みへと進んできた。密室化した各住戸の中は外界から閉ざされ、個人情報保護の制度化とともに、人間関係の分断が進展した。その結果、孤立した困窮世帯は外から見えなくなった。

■ 一般世帯の家族類型別比率



出典：「国勢調査（平成27年度）」

■ 人員別一般世帯数の推移



※ 一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まりである。
 ① 一戸を構えて住んでいる親族および単身者
 ② 住居は共にしているが、別に生計を維持している間借りの単身者や下宿者
 ③ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

出典：「国勢調査」

3) 少子高齢社会の新たなセーフティネットのあり方

団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて地域包括ケアシステムにおいては住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現しようとしている。そこでは高齢者が社会的役割をもつことで、生きがいや介護予防にもつなげる取組が重要とも言われている（厚生労働省資料参照）。

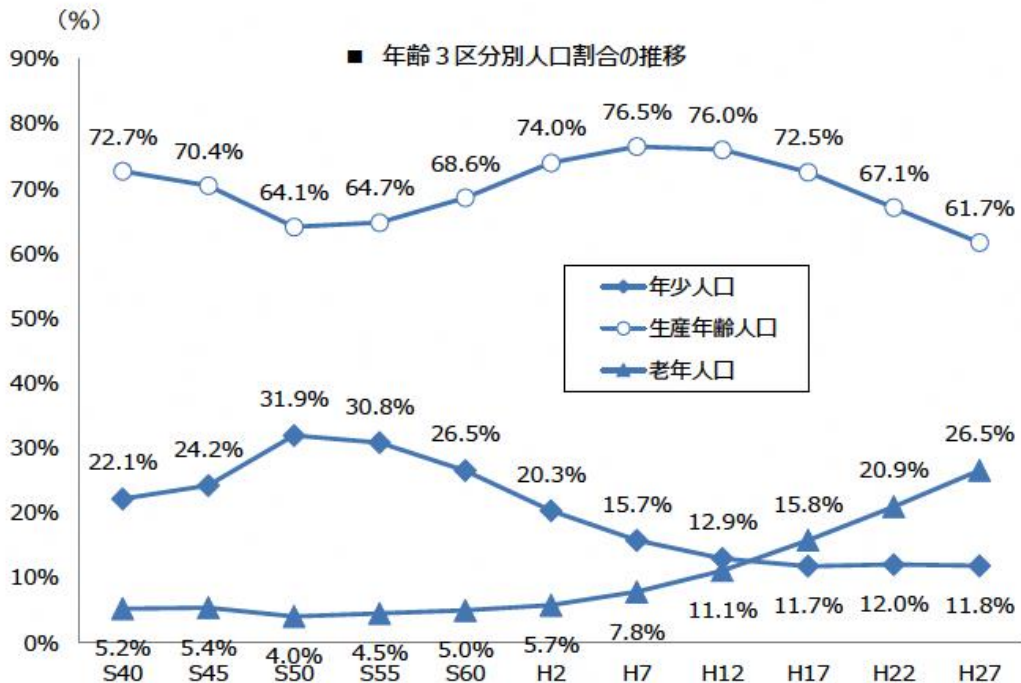
この生きがいや予防という高齢者の社会参画において、子ども・若者に高齢者が活躍する姿はせいぜい、高齢者が昔の遊びや、伝統的技術を伝えるぐらいの交流という類で行われるぐらいである。団塊の世代がNPOなど市民活動の主要な担い手として活躍している今日の状況を鑑みると、後期高齢者予備軍とされる

団塊の世代が子ども・若者育成支援に乗り出していくような、地域包括ケアを子ども・若者育成とあわせて展開することは相互につながりをつくり、家族関係に規定されない、他人どうしても世代がつながる、いわば魂のキャッチボールが行われ、人間の喜びにもつながり、ほころびた地域のセーフティネットに変わる新たなセーフティネットになるのではないか。

この関係がないと、「保育所の子どもの声が騒音」、「道路で遊ぶ声がうるさい」などの世代間の対立となり、それは持続可能な地域とは反対のものとなる。対立が起こるのは違いの関係性がつくられていないための不安がストレスとなり感情的対立となりがちであり、健康のためにもよくない。他人の孫でも関係がとれて認識され、自身が位置づくことは人間の喜びにつながる。「他人の孫」を「たまご」という。そういう「たまご」を地域に見つけ、高齢者世代と子ども・若者世代の関係が緊密になると、様々な問題の解決にもつながる新たなセーフティネットとなるであろう。

1-6 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の推移を国勢調査の結果で見ると、昭和50年を境に年少人口の割合は減少傾向にあります。一方、老年人口の割合は増加を続けており、増加率は生産年齢人口の減少率とほぼ一致します。



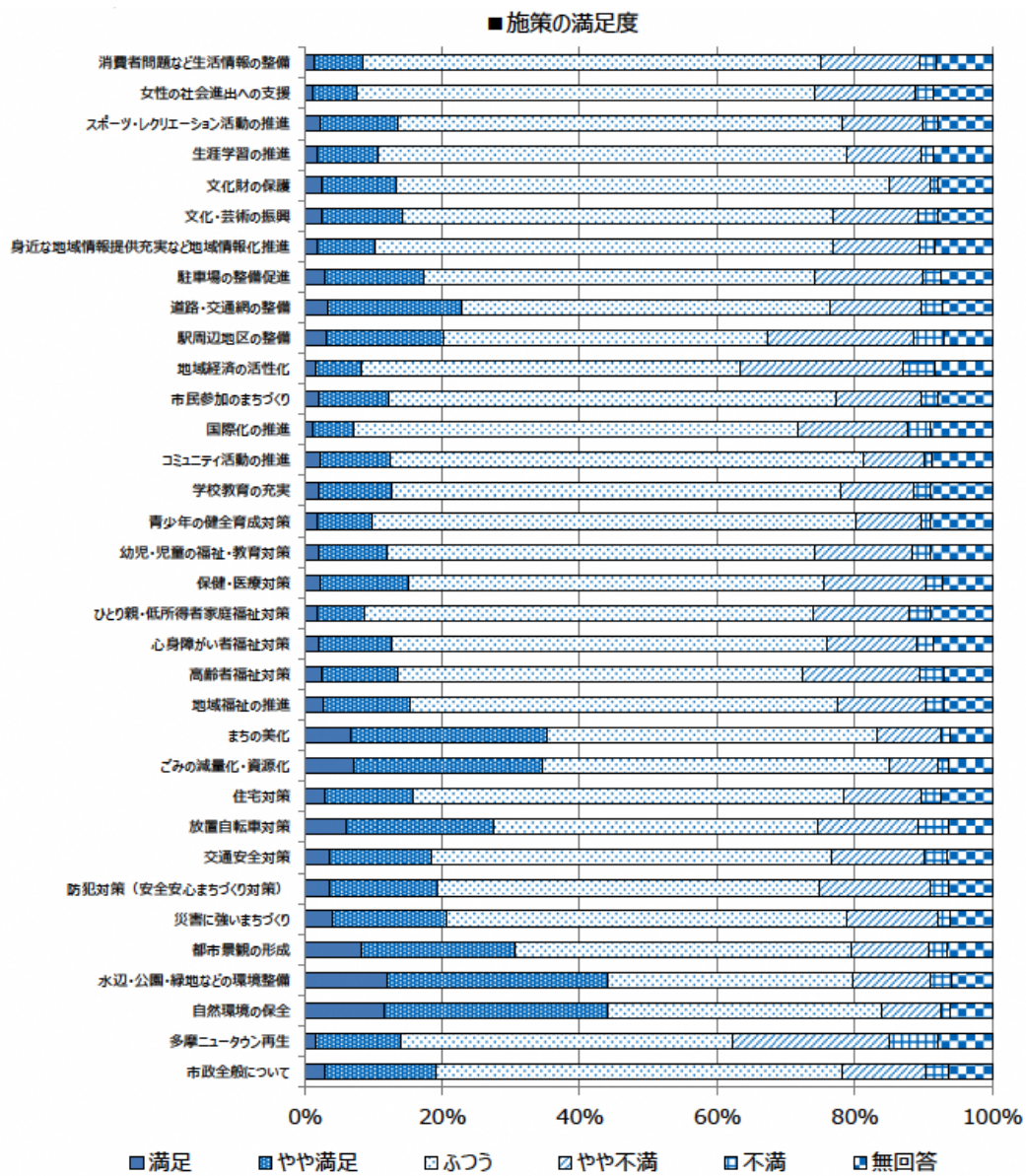
※年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、老年人口65歳以上

出典：「国勢調査」

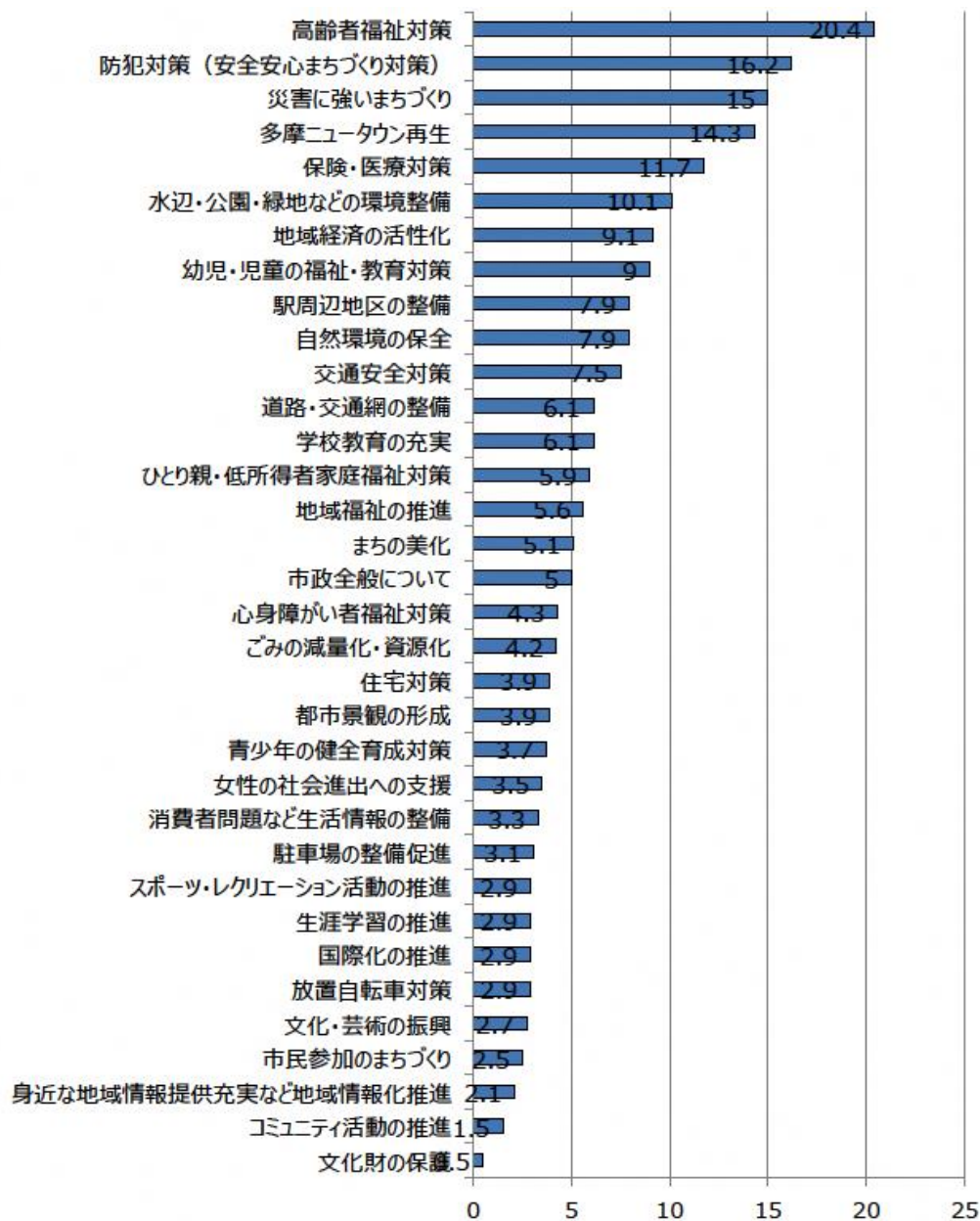
4) 満足度が低い青少年行政

市の施策への市民の満足度では、児童の健全育成、幼児・児童の福祉、教育は決して満足されている状況ではない。ひとり親世帯への支援は女性の社会進出支援と並ぶぐらいに満足度が低い。

しかし、施策の要望の順番をみると青少年の健全育成はそれほど上位に上がるわけではない。ひとり親世帯への支援も同様である。トップは高齢者福祉であり



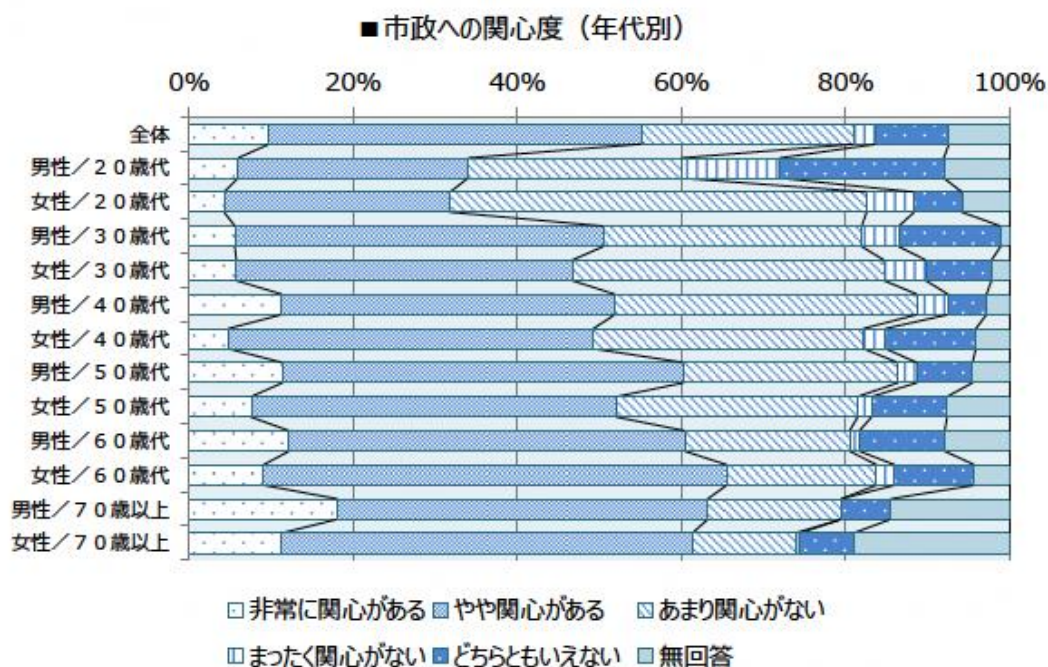
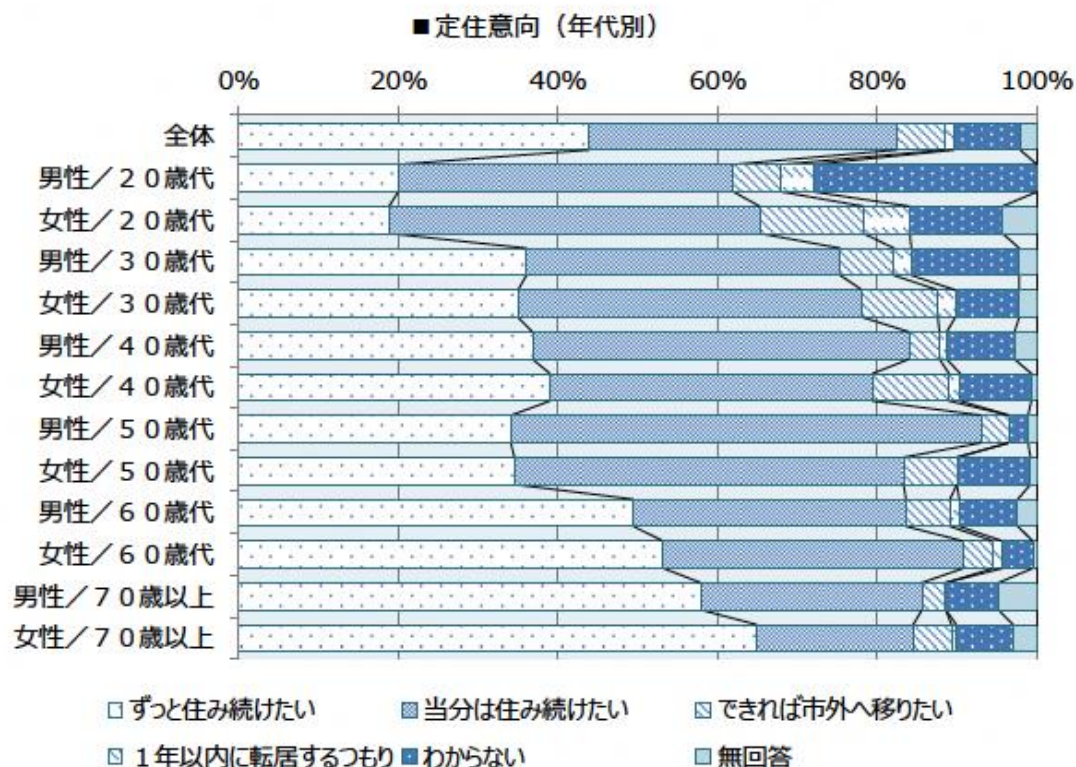
出典：「多摩市政世論調査（平成 27 年度）」



出典：「多摩市政世論調査（平成 27 年度）」

5) 定住意向が低い若い世代

定住意向を 20 歳以上の世代別で比べると、20 歳代が最も低い。20 歳代前半は就職など社会に出るため、ある程度は想定されることであるが、極端に低いのは何が起因するのか。市政への関心の低さからも、小さい頃から社会に関心をもって関わっていないことの表れでもある。



6) 合計特殊出生率が周辺地域の中で最も低い

多摩市は東京都西部の 26 自治体の中で最も合計特殊出生率が低い。これはなぜなのか。子ども・若者育成支援を考える場合にもそもそも子どもが少なくなる少子化はまずは出生率をあげることを考えるべきで、働きながら子どもを産んでも育てやすい環境をどう形成するかという課題につながる。



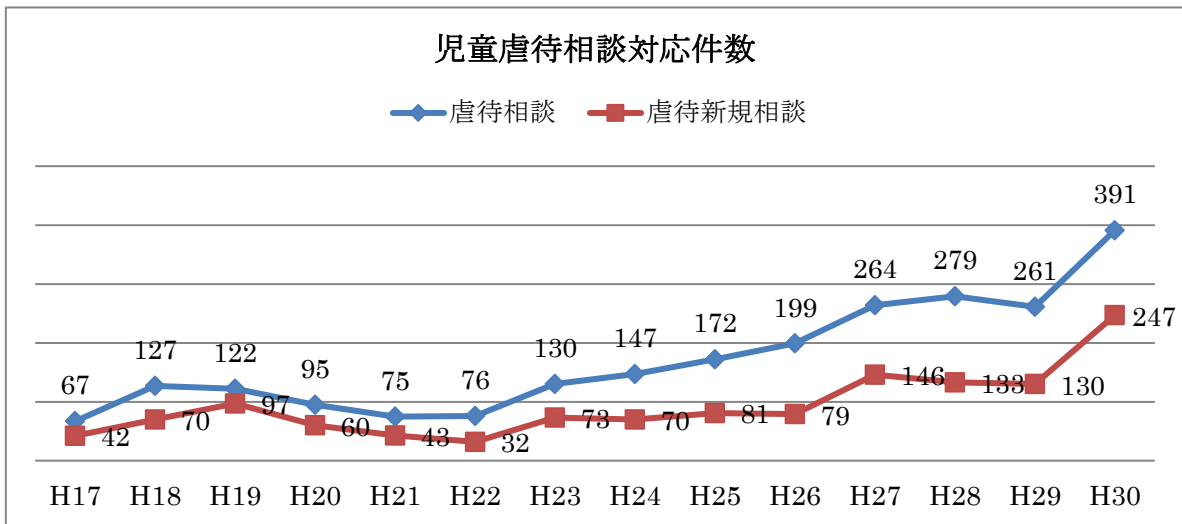
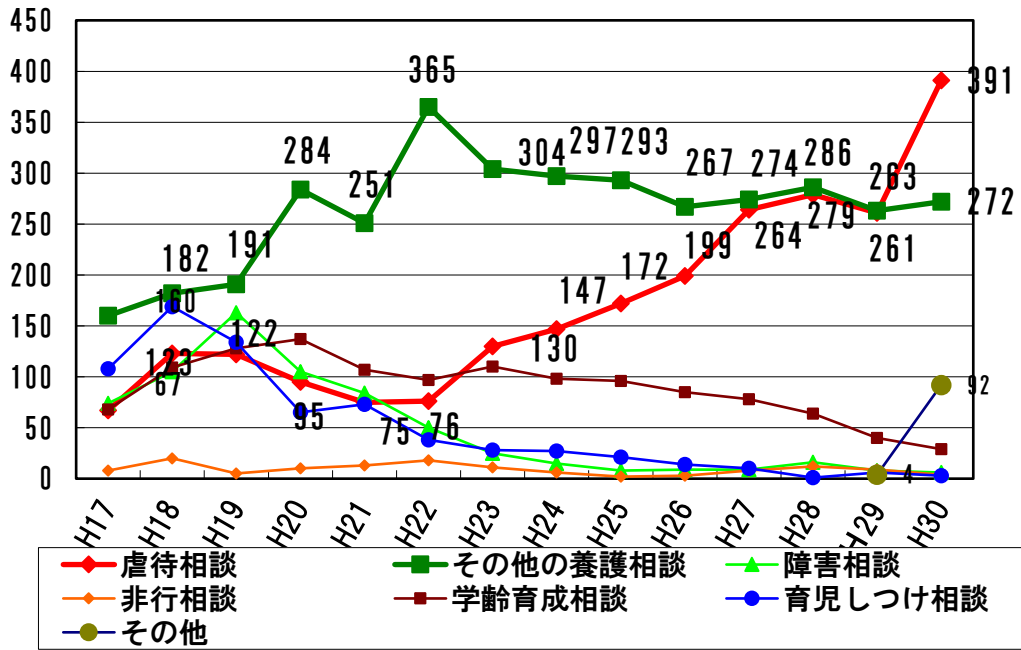
出典：「人口動態統計」

7) 児童虐待相談、教育相談の増加

虐待相談件数は H29 年から 30 年にかけて急激に増加している。これは平成 30 年 3 月に発生した目黒区の虐待死亡事故を受けて、国の通知から対策を強化したためである。「乳幼児健診未受診者、未就園児童、不就学児の緊急把握の実施調査」においては庁内の関係各部署の協力の下、未就園児童の把握、調査、訪問等を実施し、対象児童の 86 件の安全確認を行い、さらに支援が必要な家庭に対しては継続的に訪問等を実施している。また、関係機関への通告対応等の周知等を行い連携強化を図った。

さらに、平成 31 年 1 月に発生した千葉県野田市の虐待死亡事件を受けて平成 31 年 2 月 8 日の関係閣僚会議では、子どもの緊急安全確認や関係機関との連携強化等が重ねて通知が出された。

平成 30 年度の多摩市の新規の児童虐待対応件数は昨年（平成 29 年度）の 2 倍近くの件数となっている。

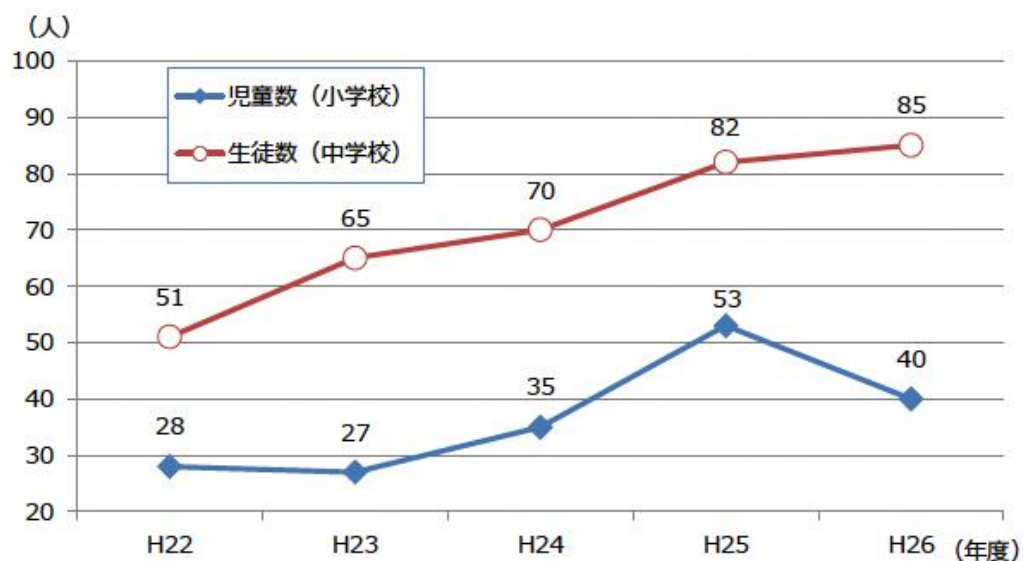


8) 不登校の増加

不登校児童、生徒数は年々増加している（少しデータは古いが。小学生児童はH25 から H25 に減少）。中学生に多くなるのは、思春期の自我形成期の不安定な心理状態を反映している。この時期の不登校をきっかけに、長期引きこもりに発展することも考えられるので、不登校の初期対応は大事である。

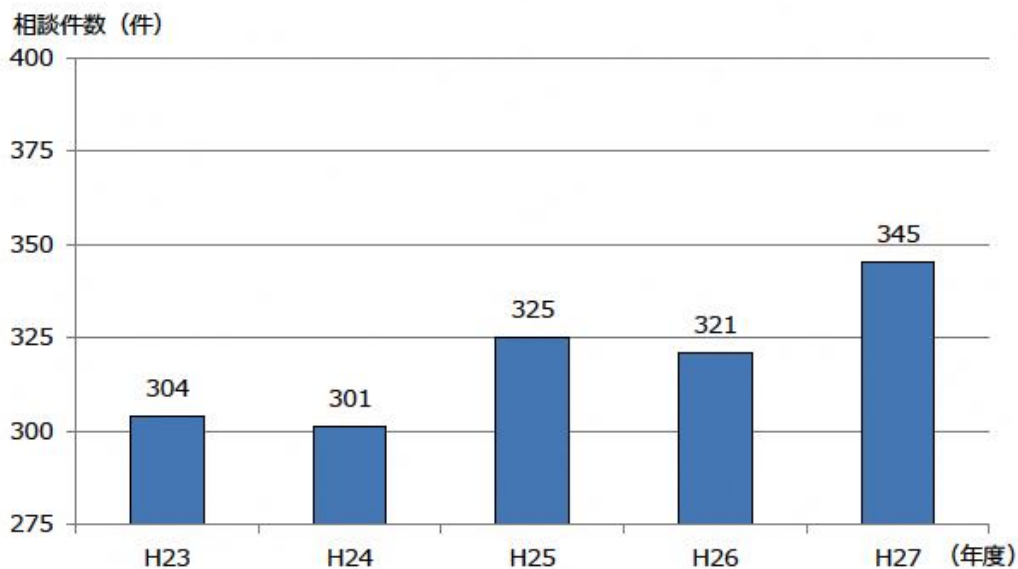
教育相談はそういう不登校の子どもの救いとなっているであろうか？相談件数は増えている。

■ 不登校児童・生徒数の推移



出典：「学校基本調査」

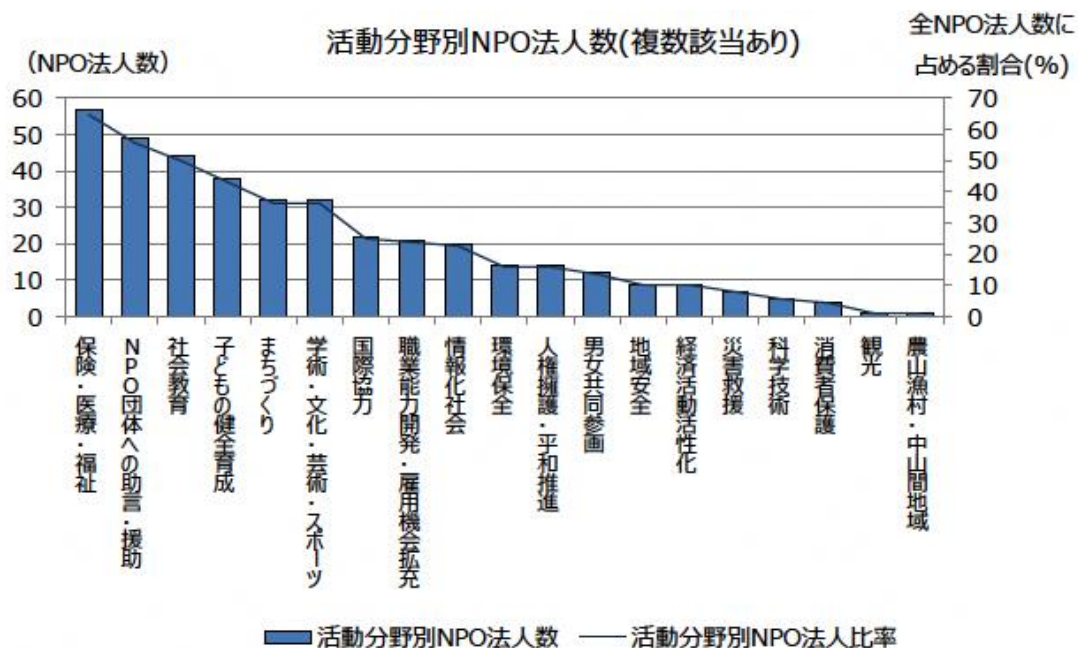
■ 教育相談（来所）件数の推移



出典：「多摩市の教育」

9) NPO との連携

多摩市の NPO 法人の中で子どもの健全育成は4番目に多い。最も多いのは保険・医療・福祉で次に中間支援組織、そして社会教育が3番目に多い。子どもの育成関連の NPO は決して少なくないことを物語る。子ども・若者育成支援では行政の手の届かないところでの支援に NPO の役割が期待される。だが NPO と行政の連携、協働は掛け声ほどうまく進展していないのが多くの自治体の実態である。それは行政と NPO の対等な関係での課題の共有、役割分担、そして何よりも相互の信頼がまだまだ築きあげていない点にある。



出典：東京都生活文化局都民生活部管理法人課
 多摩市政世論調査（平成27年度）

(2) ニーズ調査からみえてくる課題

1) ひきこもりの長期化について

a. 人間関係のつまづきから

「現在の状態（自室から出るがほとんど出ない、自室からほとんど出ない、外出した際友人や知人とコミュニケーションをまったくとらない、ほとんどとらない）になったのは何歳のころからか」という質問に対して、性別問わず21～25歳が最も多い。

「現在の状態になってどのくらい経っているか」という問いに「7年以上」という回答は上位から35～39歳(70%)、15～19歳・30～34歳(50%)、25～29歳(44.4%)である。男性(76.9%)、女性(37.8%)と男性が多い。

そのようになったのは高等学校卒業(75.0%)が最も多い。

そのきっかけとしてあがったのは以下の事柄が多い。

15～19歳は「学校になじめなかった」「人間関係」「その他」「理由なし」、
20～24歳は「理由なし」、25～34歳は「人間関係」、35～39歳は「子育て」
である。

性別にみると男性は「人間関係」「学校になじめなかった」「その他」である。
女性は「子育て」「人間関係」「その他」である。

このように、他者との関係性の希薄さは人間関係の問題をきっかけとして、学
校時代から徐々に進行し、社会人となっても改善せず、ますます孤立する中で自
己肯定感や意欲が低下していくプロセスが推測できる。

b. 関係機関に相談することはあまりない

「現在の状況について、関係機関に相談したことがあるか」という問いに対して
「ある」と回答したのは15～19歳が5割と最も多く、それ以外の年齢は2割と
少ない。性別では男性26.9%、女性16.2%と女性の方が少ない。

「現在の状態について関係機関に相談するとすればどのような機関が適切か」
という問いには15～19歳は「親身に話を聞いてくれる」「精神科医がいる」「同
じ悩みを持つ人と出会える」、20代は「無料で相談できる」、30～34歳は「親身
になって話を聞いてくれる」、35～39歳は「その他」と年齢のステージで異な
る。性別でみると男性は「無料で相談できる」が多いが、女性は「親身に話を聞
いてくれる」「無料で相談できる」「あてはまるものがない」と分かれる。

では、「現在の状態について、関係機関に相談したいと思いますか」と聞くと、
「相談したい」に回答があるのは35～39歳のみで1割程度ある。「少し相談
したい」は20～24歳、25～29歳、30～34歳で2割程度である。「相談したく
ない」はほぼ全員となる。「相談したい」「少し相談したい」は男性では23.1%で
あるのに対して女性は16.2%となっている。

「相談したくないと思う理由」について15～19歳は「自分のことを知られた
くない」が多く、それに加えて20代は「相談しても解決しないと思う」、20～
24歳は「相手にうまく話せないと思う」が加わる。30～34歳は「特に理由はな
い」、35～39歳は「その他」と個別の理由となる。

性別問わず最も多いのは「相談しても解決しないと思う」であった。

このように関係機関への相談が2割程度であることは「援助要請の力」の不
足によるのか、相談したくない理由に、「相談しても解決しない」と思う人が多
い。支援機関への信用度が残念ながら高くない

調査対象の若者の1%は家族・親族にも悩みの相談、ソーシャル・サポート、
本音の聞き役、つながり、を持てていない。

困難な状況の渦中にいる当事者は、自身が支援を必要としていることを認識
することすら、心理的な余裕がなく、結果、援助を求める行動をとることができ
ない。間口を広く敷居を低くした相談窓口の設立と、相談担当者の高い資質の維
持向上が急務（福田、2018）。

c. 地域の人との関わりが薄い

特に地域の人との関わりが薄い人の割合が高い(41.3%)。コミュニケーションを取りづらくなった年齢については、学校の友人は高校時代に疎遠になる場合が多く、その後20歳を過ぎて、家族・親族や職場・アルバイトなどとの関係については、取りづらくなっていく

2) 中高生アンケートから

a. 友人との関係の希薄化

中高生へのアンケートから学年が上がるにつれて友人がいないと回答する率が上がっていることがわかった(2.6%から8.7%まで上昇)。また、女性(2.8%)よりも男性(7.6%)の方がいないと回答している率が高かった。また、高等専門学校・専修学校(高等課程)や特別支援学校の生徒が「友人がいない」と感じている方が多い。

相談先に「同性の友人」が多く(61.1%)、次いで「スクールカウンセラー」(11.1%)となる。

b. 居場所がない

中高生に一番利用されているのは「コンビニエンスストア」であった。一番利用されていない施設は、一般世帯では①児童館、片親世帯は⑥マンガ喫茶等であった。

児童館は全体的に8%と極めて利用している人は少なく、学年が上がるごとに通わなくなる傾向がある。その中でも特別支援学校に通っている生徒が高い利用率(33.3%)となった。

c. 習い事と地域活動、どちらが大事か

「習い事をしていない」と回答した率が片親家庭は56.2%、一般家庭は35.8%と前者の方が高い率であった。習い事をしている回数が多いほど、ボランティアや地域活動に参加した経験がある率が減る傾向にあった。

d. 将来居住意向と地域活動は相関

一般世帯では多摩市に住みたい希望は、地域のグループ活動やボランティア活動参加の有無には関係していない。片親世帯では、参加したことがある人は参加したことがない人に比べ、将来多摩市に住みたいと思っている傾向にある。

e. 将来の夢を持たない子ども・若者にどう夢を

将来の夢について一般世帯では「あり」「はっきりしてはいないがある」を併せて学年問わず6~7割。片親世帯では「あり」が高3(42.9%)以外は3割である。

f. 熱中していることが無い場合にどういう体験の機会を与えられるか

一般世帯では、中学生は「部活」、「趣味・習い事」、高校生は「趣味・習い事」、が最も多い。片親世帯では、中学生は「趣味・習い事」、高校生は「特にない」が最も多い。

g. インターネットに接続できる機器

男女ともほぼ同じく、8割以上所持している。一般家庭では、中学生は学年が上がるごとに所持率が上がり（中3は8割）、高校生はいずれも9割以上となっている。片親家庭では中2が8割、他は9割以上所持している。

一般世帯の中学生は Line、Twitter が、高校生は音楽や動画の視聴が最も多い。片親世帯では Line、Twitter、音楽や動画の視聴、スマホアプリゲームが上位を占めている。

h. インターネット上での人やコミュニティ

ア 何でも悩みを相談できる人がいる⇒15～24歳2割、他は1割未満。

イ 困ったときは助けてくれる⇒年齢が上がるほど少なくなる。

ウ 他の人には言えない本音を話せることがある⇒20～24歳2割、他は1割未満。

エ 強いつながりを感じている⇒20～24歳1割、他は1割未満。

i. 休日の過ごし方

全体を通して、「携帯電話やスマートフォンでSNSを利用したりゲームをする」が平均33.5%と一番高い数値となった。その次に高い数値となったのは「家で宿題や勉強をする(32.2%)」であった。中学1年生は「学校以外のクラブ活動」にも16.7%が参加しており、学校以外とのつながりがあるが学年が上がるごとにその数値は減少傾向がみられた。

j. 参画

一般世帯では、市のまちづくりについて「運営にも参加して積極的に関わりたい」「気軽に参加できる雰囲気であれば参加したい」が「将来多摩市に住みたい(住み続けたい)」に「思う」「少し思う」が最も多いと相関の高さを示す。

片親世帯では「参加者として意見や希望を言いたい」「気軽に参加できる雰囲気であれば参加したい」が将来多摩市に住みたい(住み続けたい)の「思う」「少し思う」が最も多いと相関の高さを示す。

いずれも「参加したくない」は多摩市に住みたいと思う率が最も低かった。

(3) インタビュー調査からみえてくる課題

1) 市民ボランティアの強い「意志」による支援

市民の活動は個人の経験から強い「意志」をもって取り組んでいる。例えば「ひなたぼっこ」という不登校の子の居場所づくり、「多摩ラッコ」という地域の子どもたちの居場所づくり、特に困難な課題を抱える子どもの居場所として

支援を展開する岡部恭子さんは、子どもの本当のこと、本当の気持ちを知りたいという思いで支援を続ける。それは行政の施策の動機以上の強い力となっている。また保護者や社会から見捨てられたか断絶、一人ではまともに生きていくのが困難な状況下の子ども・若者に寄り添いながらの、時間をかけた信頼を構築した支援となっている。それはまた、子ども食堂「ピンクららたま」の玉内智美さん、フードバンク「シェアマインド」の松本康子さん、「愛宕だれでも食堂」の桜田氏や民生委員高野氏らの話、および無料学習塾「慈有塾」藤原事務局長および高木代表の話しとも通じる。

2) 市民セクターと行政の連携はいかに可能か

しかし、個人が支援できる子ども・若者の対象数は限られている。

また、行政、支援機関とこれら市民セクターとの連携はうまく取れていない。行政他関連機関がそれら市民セクターを信頼していないか、パートナーとして認識していないか、連携をとる施策がないか、何が原因か？

3) 子どもが必要とする支援に出会うには多様なチャンネルを

こども食堂、児童館、公園でのイベントなど、支援を必要としている子ども・若者をつかむチャンネルは多様にあった方がいい。

4) 児童館が居場所になるには

児童館がそういう場になるのは、子どもとの信頼関係を築けている大人がいるかによる。児童館の役割はかつての小学生対象の児童厚生から、中高校生までをふくんだユースワーカー的な役割にまで拡大していくのか、それとも新たにユース専門のユースワーカーを専門職として確立し、児童館にユースセンターを併設するか、別個に設けるのか。

5) 食堂・カフェがつながる場

こども食堂は貧困に結び付けられたイメージが定着したために、当事者の子どもが来にくいなどの問題が指摘される（他の都市では地元で反対された例がある）。だれでも食堂のように、一人暮らし高齢者はじめ多世代が食を通じて会話、関係がうまれるような場として発展の兆しがある。ただし月一回などの開催回数を増やすための課題がある。行政の事業としては限界があり、フードバンク、農家、市民農園等と連携した金のかからない食材の提供と担い手や利用者の料理の講習などウィンウィンの関係の構築ができないか。

6) 民間企業からの助成、支援の開拓

民間セクターに行政の補助のみならず、民間の助成のルート開拓も重要。民間企業の理解と協力をどのようにとりつけるか。

7) 子ども・若者の声をどう集め、支援施策に反映するか

当事者の子ども・若者の声をどう拾い、生かしていくか？また当事者が主体的に考え行動するまでにどのような支援がよいか。

8) 民間活動の事例

a. 子ども劇場

子ども劇場は小さな地域サークル単位での活動を基礎にしている。地域内で昔の地域のように子ども、大人、老若男女が楽しむ場をつくることを目的。子どもの参画の前に自分で自分の考えたことを表現していいんだという感覚を養うことが大事。そのため、アーティストが学校に来て表現活動を子どもたちとすすめる文化庁事業（東京都子ども劇場連絡協議会で受託）で推進している。子ども自身が企画する子どもカーニバル、キャンプ、餅つきなどの部分。学校や地域で固定化した自身の像（レッテル）と異なる自分の発露の場となる。

b. 子どもがつくるまち「こたま」

10年前からやりたいと思って準備。聖蹟桜ヶ丘コレクティブハウスに居住、コレクティブハウジング社勤務。子どもがつくるまちは、卯月盛夫教授の話聞いて関心深めて、子ども劇場柴田さんに相談。まだできる基盤ができていないので温めておいて2017年に第一回 参加者85名 今年度第2回目12月開催約200名参加。会場をパルテノン多摩に移動して実施。コレクティブハウスの仲間がスタッフに。コレクティブハウスは居住者のみではなく近隣に関係を深める。

c. ご当地アイドル「ディゼル」

アカリン（高3）は4歳から小川晃世先生のダンス教室クローバーに、ミハネ6歳から。ダンスだけではなく演劇的にストーリー持って表現。小さい子から70歳のお年寄り、ダウン症の子など様々な人が一緒にダンス。ディゼルは2016年結成、2017年11月にCDデビューのご当地アイドル。芸能界のアイドルは男性ファンのアイドルが多いが、ご当地アイドルは地域の小さい子やお母さんなど素敵なファンの関わり。いまでは地域の小さい子があこがれてダンス教室に入り憧れの対象。地域の産物をYouTubeにアップして多摩地区を宣伝。アカリンの将来像は小児病棟の子どもたちのエンターテイメント「病気が病気でない瞬間を増やせたらいい。治らない病気でも」。学業も部活もやってダンスを行い、ダンスを理由に学業、部活をおろそかにしない。

Ⅱ. 子ども・若者育成支援の課題と対策

1. 全ての子ども・若者の健やかな育成

(1) 切れ目ない支援

1) 予防的支援（早期発見早期対応）

切れ目ない支援として重要なのは、ケア、支援が必要な子どもを早期に見立て、対応していくことである。そして生活困難な家庭も母親が妊娠期間中の母子保健の対応を保健師等が行なっているなかで見立て、特別に支援が必要な家庭に継続的にケアを行っていくためにも、母子保健から保育行政、そして就学期となったら学校、教育委員会等へスムーズにケアが引き継いでいかれる体制が求められる。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要とされる家庭には養育支援訪問事業を行う。ただし、次の段階の保育、そして小学校入学という切れ目ない支援にはスムーズにケアが引き継がれるために、関係者が一堂に会したり、いっせいに情報を共有するための対策チームなり連絡会議が求められる。

保育所には地域交流スペースを設けたり、一時預かりスペースを設ける場合にも補助金が加算される。保育所には片親で夜の勤務が遅い場合に、保育の延長も限界があり、そのためにファミリーサポートの協力者を求めて、子どもを迎えて預かってくれる家庭、多くは子育てが終わった世帯の協力者を募集して、研修を受けてから、それら協力者の世帯が夜に子どもを預かる支援を行い、子育て支援に成果をあげている自治体もある（例えば市川市ファミリーサポート事業）。預かる側は年配者も少なくなく他人の孫であるが、次第に自分の孫のように成長する姿に喜びを見出し、また預ける側の親も夜遅くに子どもを受け取りに行きながら、支援者の親切が身にしみてわかり、子どもとともに自身のトゲトゲしたストレスもリリースされていくことが示されている。

保育所で子どもが散歩しながら地域の大人と親しくなり、地域の人で保育に協力する人も現れてくる。たいがいは年配者が多く、そのような保育の協力者は他人の孫でも自分の孫のように可愛くなる、高齢者には他人の孫にも自身の存在が位置づくことは生きがい、喜びになる、そこで「他人の孫」を「たまご」と呼ぶようになった。子どもにとってはそういう他人の恩恵に預かることはコミュニティという感覚を身につけていくことになる。それは地域の将来の担い手の卵ともなりうる。

それを拡大していけば母子保健の段階からも「胎児期からのまち保育」を展開していくことも考えられる。

国は平成28年に母子保健と子育て支援分野の窓口を一本化したワンストップサービスでの子育て世代包括支援センターの設置を推進し、2020年度末までに全国展開をめざすようにガイドラインを設けている。その背景には一億総活

躍社会という経済政策があり、視点は働く親にある。

そもそも問題は子ども本位に立った子ども中心の考え方がない。子どもを一個の人間として成長する環境を総合的に考える視点がなく、子どもを親の従属物のように扱い、責任を全て親に被せる保守的な考えが、逆に親を追い詰め、育児ノイローゼや虐待などの社会問題を引き起こしている。

そのため、ここでは胎児期にも子どもを生まれてくる一人の人権主体として、多摩市の場合には2050年の大人として、その成長を社会で支える観点が大事である。胎児期からのまち保育が展開される地域社会を築くべきである。

【体制】

・保健所・子育て総合センター・地域包括支援センター・民生委員・児童委員・子育て世代包括支援センター・ボランティアセンター

【根拠となる制度】

・子育て世代包括支援センターの設置運営について(通知)・母子保健法・児童福祉法・多摩市子ども・子育て支援事業計画・(胎児期からの子どもの成長を支える制度的根拠が必要)

2) 小学校への円滑な接続

小1ギャップ、小1プロブレムといわれる成長のステージの切り替わりの時に、新しいステージの環境に馴染めないことからストレスが溜まり、問題行動を起こす現象が問題となっている。2007年に学芸大学が実施した調査では小1プロブレムは全国の2割の地域で確認されている。

特に就学前は保育所も幼稚園も遊びを中心に生活していた環境から、就学後には集団での学びの場となる。とりわけ集団での競争的な学びの成果の評価は小さい心には大きなプレッシャーとなる。スムーズな移行のために小学校1学年では遊びからの学びのプログラムを教師の工夫で展開するところもある。

そのような移行期の問題は発達障害などの問題を抱える子どもにはより大きなしかかってくる。そのための支援が求められるが、保育所や幼稚園で把握していた個人の特性や症状、それに対応する経験の知恵、情報が就学後には伝わらないという問題がある。また子ども自身の問題よりも困難な家庭の状況で支援が必要という場合も、その情報が入学後に伝わらず、何か問題があった時に学校、教育委員会が把握するということもある。早めに情報を得て円滑に引き継ぎができていたら問題も回避できたかもしれない。

近年の研究成果では発達障害も早期に見立て、対応を行うことで社会的適応力を身につけていくという。また遊びの中で子どもの人間関係が形成され、喧嘩をはじめ感情的な葛藤を処理し、他者の存在を認識していくように、社会化のうえでも遊びの重要性が指摘される。就学前に遊びを通じて、物理的環境のみならず社会的環境を経験し、学んでいくことが重要といわれている。

それは学力の認知能力のみならず、やる気や自己肯定感など生きる力にも通じる非認知能力の獲得の重要性をいう。

子どものそれぞれの個性、特性、家庭の事情などの正しい理解と見立てを就学

前段階で現場の保育士の気づきから子ども・若者支援の総合的相談窓口につなぎ、発達心理などの専門家の見立てから、それらの情報を就学後の学校、教育委員会に円滑につないでいく、支援のコーディネートシステムを築く必要がある。

最近では保幼小連携推進事業として展開して、小1プロブレムを無くし、子どもの育ちを継続させる事業が展開されるようになった。また就学前保育から学童保育という放課後の子どもの保育も、その放課後の時間を過ごす子どもの遊び盛りの時期という理解のもとに子ども自ら遊び成長する環境を設けるかも、預ける側も理解を示して、単にサービスを受ける消費者感覚ではなく、子どもの放課後の過ごし方、成長の環境に気を配り、そういう環境形成を支える主体ともなることが求められよう。保育士や教師および保護者が多様な子どもたちに対応できるように交流や意見交換・情報提供を行うことで、発達のステージの切り替えがスムーズにできるようになる。

【体制】

保育所・幼稚園・小学校・放課後子ども教室・児童館等の職員

【根拠制度】

・児童福祉法・多摩市子ども子育て支援事業計画・保育所保育指針・幼稚園教育要領・放課後子ども総合プラン行動計画

3) 就学期から若者期への継続的支援

発達ステージの切り替わりの問題は中1ギャップとなると、思春期特有の反発心とともに、より複雑な現れ方をしてくる。身体の成長と心の成長のアンバランスは、自分を見つめるもう一人の自分という自我の確立、いわばアイデンティティ危機の過程となり、不安やストレスが、親や社会への反抗となって現れる。友人関係においても、ささいなきっかけがいじめという特定の者を生贄にする残酷な行為となって表れる。そういう人間関係のつまずきと言っていいか、当事者には「傷つき」のトラウマが不登校の原因となり、時に社会に衝撃を与える自殺の悲しい結末を迎える事件も後をたたない。スクールカウンセラーで救える部分には限りがあり、子どものこのように追い込まれてしまった心理面に、そのストレスや緊張をリリースするような他者との出会いが、家庭、学校以外にもあるとよい。もちろん初期から支援をしている相談窓口があれば、それに越したことはない。そのほか、児童館、図書館、また地域での年上、店舗のおじさん、おばさんという誰か、自分を知っていて、顔つきが変であると心配してくれるような他者の存在でもいい。

中学卒業後となると、支援のコーディネートはより多様に必要となる。高校進学コースに行く場合と働きに社会に出る場合とでも異なる。学校のスクールカウンセラーでは幅が広げられない。特に就職のつまづきから引きこもりになる若者に対して、どうアプローチするか。小さい時から支援のコーディネートに関わる専門家がいたら、専門的対応も可能であるが、後発的に引きこもりになった場合には、そういった情報も当事者にどう届けるか、難しさがある。

そのため、学校と家庭以外に、他の居場所（頼れる人が居る場所）を成長の早い段階で見つけていられることが大事である。懇談会で「15 歳からはボランティアセンター（社協）で、子どもたちに能力に応じて段階的に技術を扱う力をつける場を設ける」というアイデアが出た。仮に不登校となった子どもたちや発達障害で他に居場所が見つけれなかった場合にも、そういう場で自分の生きる目標や社会で活躍できる技術を身につければ、就労先もその人間関係の中で見つけていくことができるかもしれない。

【体制：誰が誰と】

・児童青少年課・生活福祉課・教育センター・教育委員会、学校・大学生または高校生（年齢が近い人）のピアティーチャー、・ボランティア・ソーシャルワーカー
・市役所に心理職の人を配置・委託してトータルで子ども・若者の支援ができる体制整備が必要。（※現在、子育て総合センター、発達支援室、教育委員会に嘱託職員を配置している。要対協などで連携しているところあり）
セルフヘルプグループ（当事者のグループ）→ピアサポーター

【根拠となる制度】

・多摩市子ども・子育て支援事業計画・多摩市教育振興プラン・多摩市特別支援教育推進計画・SDG s 持続可能な「2050 年の大人づくり」（教育委員会）キャッチフレーズ・多摩市健幸まちづくり宣言・児童福祉法・生活困窮者自立支援法・生活保護法・障害者総合支援法・発達障害者支援法・多摩市障がい者基本計画・第 5 期多摩市障害福祉計画・第 1 期多摩市がい児福祉計画

（2） 居場所、人がつながる場づくり

近年の調査結果では小学生 1 年生から 6 年生までの全校生徒の遊び行動の調査から、平日の外遊びを全くしないという子どもが都市部で 8 割、農村部でも 6 割近くという驚く結果が出ている。子どもは学校と家を行き来しているだけ、もしくは 3 年生以上となると習い事の場所がそこに加わり、時間的にも外遊びがしにくい状況の中に生きている。

子どもの生活の中で遊びの経験が貧困となることは「心の貧困」を生み出し、喧嘩など遊びから発展した葛藤も、遊びの中で自然と仲直りするような、感情の処理の経験を経ないと、ある年齢に達してからそういう感情の処理をしなければならない事態となった時には経験未熟な対応が裏目に出る。

子ども期は遊びが全てであり、遊び場が居場所となる。しかし、そういう遊び場も子どもが見つけにくくなっているのが今の状況である。公園も規制事項が多く、思いっきり遊べる場ではなくなった。そういう中で市民運動で展開してきた冒険遊び場、プレーパークといわれる遊び場にはプレーリーダーが居て、その個性的なプレーリーダーに子どもたちは親しみを感じて何でも相談できる相手となって、特に問題を抱える子どもたちの居場所となる。

そんなプレーリーダーがいることで冒険遊び場、プレーパークは中高校生の居場所ともなる。

中高校生時代という思春期は身体の成長と心の成長のアンバランスが時に反社会的行動につながるので、西洋の社会ではユースセンターを設置し、彼らのコンサルタント的に個性的なユースワーカーを置いている。

ユースセンターのない日本では児童館を中高校生に開いて、ユースセンターの機能を発揮できるように、中高校生事業も行えるようになった。

その他居場所としては下記の事項があげられる。

- ・地域子育て支援拠点（子育て広場）
- ・青少協地区委員会活動
- ・集える・興味を引くイベント
- ・子ども・誰でも食堂
- ・碁会所、・場の提供
- ・学校内カフェ
- ・子どもカフェ
- ・相談窓口で利用できる見立てシートの作成
- ・農業

【体制】

・児童館・子育て総合センター・自治会・アドバイザースタッフ・PTA・ボランティアセン・青少年委員・社会福祉法人、NPO等・地域の人（サークル活動）・公民館、・地域の人・アドバイザースタッフ（都教委）

【根拠制度】

・児童福祉法・東京都青少年の健全な育成に関する条例・多摩市子ども子育て支援事業計画
・多摩市地域福祉計画・第3次多摩市生涯学習推進計画・多摩市都市農業振興プラン・社会教育法

（3） エビデンスに基づいた施策

市民から支持を得た子ども・若者育成支援を展開するには科学的根拠（エビデンス）に基づいた施策を展開するべきである。そのためにも子ども・若者の現況調査を有効な指標で定期的に行い、多摩市子ども・若者白書を発行して、今の子どもたちの現状を広く市民と共有することが大事である。

【体制】

子ども青少年部

【根拠制度】

・多摩市子ども・子育て支援事業計画・子ども・若者育成支援推進法（子供・若者白書〈内閣府〉）

2. 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

(1) 年齢が高い引きこもりなど困窮者対応

長期引きこもりなどの困窮者の支援は、本人に援助要請力がないか、ほとんど諦めか自信、自己肯定感が無く、直接に当事者に支援の手を差し伸べる接点を持ちにくい。そのため家族への講習やイベントを通して接点の場を設けるか、行政よりも引きこもり支援に実績のある NPO などの支援の場につなげることができるとよい。

ニーズ調査で把握したように人間関係のつまづきから引きこもりになってしまった場合には、思春期的感覚も理解しながら段階的経験の支援のプログラムを展開して社会性の獲得や援助要請力の向上をはかっていく。

様々な要因もあるので、心理カウンセラー、医療と福祉の連携で見立てのための相談や自宅訪問事業など多様な方法で困窮者に接近するアプローチが大事である。また就職に失敗したり、社会に出るステージでつまづき、引きこもりとなった場合には、就労支援の企業の開拓もしながら、技術を磨き、自信、自己肯定感を取り戻すことからの社会復帰を支援する。

広義の引きこもりに該当し、家から外に出ることができるものに対しては喫茶店マスターはじめ近隣の店舗など顔を合わせて顔なじみとなることから、会話、そして話しの聞き役などになってもらうことで、次第に自信、自己肯定感を取り戻すことにもつながると期待される。

【体制】

・児童青少年課 ・生活福祉課・医療、福祉との連携・地域の NPO・民間企業
(※地元の NPO・企業と当事者が繋がれるよう開拓が必要)・法務少年支援センター・日野・多摩・稲城更生保護サポートセンター ・警察(生活安全課)・社会福祉協議会・介護職や改修業者・の一ま(地域活動支援センター)・児童館・地域のおじさん、おばさん・コンビニ等の外出先

【根拠制度】

・生活困窮者自立支援法・生活保護法・障害者総合支援法・発達障害者支援法・多摩市障がい者基本計画・第5期多摩市障害福祉計画・第1期多摩市がい児福祉計画・少年鑑別所法・多摩市子ども・子育て支援事業計画・多摩市地域福祉計画・多摩市障がい者福祉計画・第3次多摩市生涯学習推進計画

(2) 学齢期対応

学齢期には学校に所属している間に要支援の当事者が地域の支援者につながる仕組みづくりが重要となる。

それゆえに学校だけでなく地域の中での居場所(第三の場所)やつながりをつくることが求められる。幼保小の縦のロールモデルを立て、スクールソーシャル

ワーカーを雇用するか、または各学校に地域コーディネーターを設けて、地域で支援する仕組みができるとうい。

要保護児童対策地域協議会を拡大してNPO、信頼できるボランティアの支援のノウハウを蓄積して多様な支援網を張っていくことも大事である。

なお、放課後子ども教室の拡大を国としては放課後子ども教室に力を入れ始めているが、市としては財源的にも施策としても学童・児童館に注力する必要があると考えているため放課後子ども教室は現状維持に留まる。

【体制】

・教育委員会・学校運営連絡協議会・民生委員・児童委員・警察（※子ども・若者に対する支援に取り組み始めている。子どもたちの裏情報をいち早く把握しているため連携が必要。暴力をふるうことなど事件でも警察がすぐに対応できるため）・医療・福祉・学校の教員やボランティア（信頼のおけるひと）・プレイワーカー

【根拠制度】

・多摩市教育振興プラン・民生委員法・多摩市子ども・子育て支援事業計画・放課後子ども総合プラン行動計画・児童福祉法・第3次多摩市生涯学習推進計画

（3） 効果的な情報提供

支援を必要としている子ども・若者をつかむために、当事者に届く広報の工夫、イベント、相談会、勉強会、講演会、SNS活用、チャイルドライン、など多様なチャンネルで用意されるとよい。子ども若者FMラジオ局などの子ども・若者から情報発信して、子ども・若者たちがこの問題に真剣に取り組むことで、同じ世代の支援から立ち直ることも期待される。各学校放送局で競いあいながら、引きこもりの同世代に届く情報提供の発想が生まれてくる可能性もある。

【体制】

・子ども・若者本人・NPO

【根拠制度】

・この点が手薄なため。何か根拠となるものが求められる。

3. 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

（1） NPO、ボランティア、関連機関、専門家との連携

分野の異なる行政、関係機関、民間事業者等が密に連携をとることが求められる。例えば、前述のように要保護児童対策地域協議会を拡大して進めていくことも考えられる。またそのような秘密の情報を保護しながら当事者の信頼を得て支援を行う体制以外に、広く子ども・若者支援の社会環境のネットワークを形成するための市民のフォーラムのような、様々な団体、市民、専門家が問題を話し合い、改善策を検討していくようなつながりの場も求められる。

【体制】

・子育て総合センター・児童館 ・公民館・小学校、中学校・サポステ ・ハローワーク・市民活動支援センター・地域包括支援センター・子ども・だれでも食堂・青少協地区委員会・民生委員・児童委員・NPO ・社会福祉協議会・ひきこもり家族会等・警察（少年係）

【根拠制度】

・児童福祉法・民生委員法・第3次多摩市生涯学習推進計画・社会教育法・生活困窮者自立支援法・生活保護法

（2） 地域の支え

地域はかつては住居も開いた形で、相互扶助の见えないセーフティネットの中で、子ども・若者の成長を支援する仕組みがあった。しかし、核家族化、外に閉ざした住戸形態の進展とともに、相互扶助の地域のセーフティネットも分断され、子ども・若者の成長を支える仕組み、機能も衰退した。新たに地域で子ども・若者の育成のために、すすんで子ども・若者に話しかけ、何でも話しをしやすい関係をつくる変なおじさん、おせっかいおばさんと呼ばれても、進んでそういう役割を演じる協力者を増やしていくことが、子ども・若者育成のみならず安全で住みやすい楽しい住宅地をつくっていく。人が楽しみ、つながるお祭りやイベントに熱心な人でも、また自宅や店舗を開放して居場所として提供したり、多種多様な個性的な大人がいることで、子ども・若者もストレスを解放して、打ち解けていけるようなまちのオジサンオバサン事業を展開してもよい。それは窮屈な地域を変えて、子ども・若者のみならず全ての者が楽しくすごせる地域となる。

【体制】

・JAなど農業の関連団体・商店街

【根拠制度】

（この根拠となりうる制度が見つからないので独自に考える必要がある）

4. 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

（1） 自尊感情や理想の自己像を持ち将来への希望や意欲を持てるようになる

前述のように幼少期から外遊びの体験を豊富に経験することで、好奇心を発展し、チャレンジ精神、意欲、自己肯定感といった非認知能力、また屈強にたっても自身で回復していくレジリエンスを身につける。そういった遊びの体験が持ちにくい中、プレーパークといった冒険遊び場、またはプレーワーカーの専

門家が道具を積んだ車で出向いて移動式の遊び場を設ける事業も子どもの遊びへの誘いとして今は必要な時代となっている。

幼少期の遊びからのそういう非認知能力を身につけていれば、思春期においても自己のアイデンティティを形成し、社会での自分の道を見つけてやがて自立していく。そういう就労支援、知るカフェ的な企業との連携で社会の中での仕事の様々な可能性を様々な働いている人と出会いながら実体験をもって、自身の道を選んでいくゆるやかなプロセスがあるとよい。

【体制】

- ・企業・商店・施設等における学生と大人の交流経験・保育所・幼稚園における、中高生と乳幼児との触れ合い、育児体験・地域子育て拠点・公民館・青少協地区委員会・子ども・だれでも食堂・NPO
- ・発達障害及び困難を抱える人対象の支援

【根拠制度】

- ・放課後子ども総合プラン行動計画・生活困窮者自立支援法・生活保護法・多摩市地域福祉計画・第3次多摩市生涯学習推進計画・多摩市教育振興プラン

(2) 子ども・若者の参画の推進

1) 多様な担い手による多様な機会

若者会議以外に小中高校生が多摩市に暮らしながらの課題について自由に話し合い施策の提案も行うような子ども(小中高校生)会議を設ける必要がある。ニーズ調査でも明らかのようにこのような経験が地域に愛着を持ち、将来もこのまちに住みたいという意識を育む。若者会議の若者が子ども会議のファシリテーターとして子どもの参画を促すことも展開として考えられる。

なお、他自治体では子どもの提案に予算をつけて、子どもの提案のもっとも必要のある事業を実現化する子どものまちづくりコンテスト事業を行なっているところもある。例えば「子ども若者のまちづくりコンテスト事業(50万円で実現)」といったものを。2050年の大人づくりをキャッチフレーズとする多摩市でもあってよい事業である。

【体制】

企画政策部企画課

【根拠制度】

多摩市自治基本条例

5. 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

(1) 支援の専門家と地域の支え

日本ではソーシャルワーカー、コーディネーター、プレーワーカー、ユースワーカーといったカタカナ言葉の新しい職能が定着しにくい。このような新しい言葉の職能はその必要性からもその言葉が使われてきているが、その必要な職

能を、保守的な雇用の考え方で定着しないのは、社会の進展への妨げともなっている。特に行政の雇用の場でその傾向は顕著である。

それゆえに民間の団体にこのような新しい職能の定着が期待される。ソーシャルワーカーは社会福祉協議会の社会福祉士としてその職能が定着しつつあるが、高齢者福祉に焦点が行き、子ども・若者支援のプレーワーカーやユースワーカーにまで拡大して展開するまでにはいたっていない。これらソーシャルワーカーの専門家とボランティア的に地域の社会福祉に貢献している民生委員、児童委員とも連携し、地域の子ども・若者支援の専門家と地域のセーフティネットを新たに構築することが求められる。

そういうコーディネートにも貢献する専門家を行政でも雇用できればよいが、またはそういう調整能力にたけた NPO など民間への委託で展開することも考えられる。

【体制】

- ・ 支援者→支援者に向けた学習会・青少協地区委員

【根拠制度】

- ・ 子ども若者育成支援推進法

(2) 子どもの権利

虐待、ネグレクトと家庭で起こる事象、そして学校での過大な競争の押し付けは子どもプレッシャーとなり、いじめなどの問題が起こるといった事象は、子どもの権利条約の精神の子どもの人権が日本の社会の中でまだ理解、共有されていない問題としてあらわれている。

子どもの声を聞き、問題を指摘し改善の提案を行う、子どもの代弁者、しかも行政の縦割り部署の施策に横断的に、子ども若者の成育の観点から調整権限を働かして、子どもの権利擁護の点から、施策への影響力を行使する子どもコミッショナーのような人材を配置することが最も大きな影響力を示すことになるであろう。

「子ども・若者による企画に助成金を出す」という提案も有効な提案である。子ども・若者会議の力を発揮し、提案が少しでも実現したという達成感が次の展開へのつながりとなる。

【体制】

児童青少年課・企画課

【根拠制度】

- ・ 児童憲章・児童権利宣言・児童の権利に関する条約・多摩市自治基本条例

大綱方針	課題	必要な施策(戦略)	具体的な項目 (戦術、手法、事業等)	誰が 誰と	根拠：計画、事業、 法や条例（新規策 定の必要も含む）
全ての子ども・若者の健康やかな育成	切れ目ない支援 (中学卒業後) ・支援のコーディネーター ・学校のスクールカウンセラー では幅が広がられない	予防的支援（早期発見早期対応）	<ul style="list-style-type: none"> ・胎児期からのまち保育（妊娠中から地域とつながる）養育支援訪問事業 ・母子保健事業 ・地域の親子支援 ・ボランティア、サークル活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・子育て総合センター ・地域包括支援センター ・民生委員・児童委員 ・子育て世代包括支援センター ・ボランティアセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの設置運営について(通知) ・母子保健法 ・児童福祉法 ・多摩市子ども・子育て支援事業計画
		小学校への円滑な接続	<ul style="list-style-type: none"> ・保幼小連携推進事業として展開＝子どもの育ちを継続させる ・多様な子どもたちに対応できるように交流や意見交換・情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・小学校・放課後子ども教室・児童館等の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ・多摩市子ども子育て支援事業計画 ・保育所保育指針 ・幼稚園教育要領 ・放課後子ども総合プラン行動計画
		就学期から若者期への継続的支援 (タテの連携) 教育委員会 多摩市大人づくり ⇒位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい理解と見立て ・円滑な引継ぎ ・心理面、心理職 ・子ども若者総合相談窓口 ・支援のコーディネーターと円滑な引継ぎ ・3～15歳義務教育の中で学びを深め、15歳からはボランティアセンター（社協）で格付けやレベル分けを行い、そこで子どもたちに段階的に技術を扱う力をつける場を設ける。 多摩市とコラボして就労先も支援することにより参加意欲を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童青少年課 ・生活福祉課 ・教育センター ・教育委員会、学校 ・大学生または高校生（年齢が近い人）のピアティーチャー、ボランティア ・ソーシャルワーカー ・市役所に心理職の人を配置・委託してトータルで子ども・若者の支援ができる体制整備が必要。（※現在、子育て総合センター、発達支援室、教育委員会に嘱託職員を配置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市子ども・子育て支援事業計画 ・多摩市教育振興プラン ・多摩市特別支援教育推進計画 ・SDGs 持続可能な「2050年の大人づくり」（教育委員会）キャッチフレーズ ・多摩市健康まちづくり宣言 ・児童福祉法 ・生活困窮者自立支援法 ・生活保護法 ・障害者総合支援法

大綱方針	課題	必要な施策(戦略)	具体的な項目 (戦術、手法、事業等)	誰が 誰と	根拠：計画、事業、 法や条例（新規策 定の必要も含む）
			<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 要対協などで連携しているところあり ・セルフヘルプグループ（当事者のグループ）→ピアサポーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援法 ・多摩市障がい者基本計画 ・第5期多摩市障害福祉計画 ・第1期多摩市がい児福祉計画
	居場所、人がつながる場づくり	遊び場、居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館での居場所づくりイベント(ユースセンターの代わり、中高生事業) ※学童クラブは重要な立ち位置になる ・地域子育て支援拠点(子育て広場) ・青少協地区委員会活動 ・農業 ・集える・興味を引くイベント ・子ども・誰でも食堂 ・基会所、場の提供 ・学校内カフェ 知るカフェ、喫茶店マスター ・プレーパーク ・子どもカフェ ・ユースセンター ・相談窓口で利用できる見立てシートの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館 ・子育て総合センター ・自治会 ・アドバイザースタッフ ・PTA ・ボランティアセンター ・青少年委員 ・社会福祉法人、NPO等 ・地域の人(サークル活動) ・公民館、地域の人 ・アドバイザースタッフ(都教委) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ・東京都青少年の健全な育成に関する条例 ・多摩市子ども子育て支援事業計画 ・多摩市地域福祉計画 ・第3次多摩市生涯学習推進計画 ・多摩市都市農業振興プラン ・社会教育法
	エビデンスに基づいた施策	エビデンス把握	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者の現況調査(有効な指標で定期的に) ・多摩市子ども・若者白書 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども青少年部 	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市子ども・子育て支援事業計画 ・子ども・若者育成支援推進法(子供・若者白書〈内閣府〉)

大綱方針	課題	必要な施策(戦略)	具体的な項目 (戦術、手法、事業等)	誰が 誰と	根拠：計画、事業、 法や条例（新規策 定の必要も含む）
困難を有する子ども・若者やその家族の支援	年齢が高い引きこもりなど困窮者対応	思春期的感覚も理解しながら段階的経験の支援 社会性の獲得 援助要請力の向上	・見立てのための相談 ・自宅訪問事業（専門家を活用する） ・就労支援 ・企業の開拓 ・家族会 ・医療・福祉との連携 ・居場所・多世代交流 ・喫茶店マスター	・児童青少年課 ・生活福祉課 ・医療、福祉との連携 ・地域のNPO・民間企業（※地元のNPO・企業と当事者が繋がれるよう開拓が必要） ・法務少年支援センター ・日野・多摩・稲城更生保護サポートセンター ・警察（生活安全課） ・社会福祉協議会・介護職や改修業者 ・の一ま（地域活動支援センター） ・児童館 ・地域のおじさん、おばさん ・コンビニ等の外出先	・生活困窮者自立支援法 ・生活保護法 ・障害者総合支援法 ・発達障害者支援法 ・多摩市障がい者基本計画 ・第5期多摩市障害福祉計画 ・第1期多摩市がいの福祉計画 ・少年鑑別所法 ・多摩市子ども・子育て支援事業計画 ・多摩市地域福祉計画 ・多摩市障がい者福祉計画 ・第3次多摩市生涯学習推進計画
	学齢期対応	学校に所属している間に地域の支援者につながる仕組みづくり ・学校だけでなく地域の中での居場所やつながりをつくる ・縦のロールモデルを立てる（幼～小まで） ・要保護児童対策会議の拡大	スクールソーシャルワーカーの雇用 または各学校に地域コーディネーター ・自宅訪問事業 ・家族会 ・児童要保護の拡大 ・放課後子ども教室の拡大（※国としては放課後子ども教室に力を入れ始めているが、市としては財源的にも施策としても学童・児童館に注	・教育委員会 ・学校運営連絡協議会 ・民生委員・児童委員 ・警察（※子ども・若者に対する支援に取り組み始めている。子どもたちの裏情報をいち早く把握しているため連携が必要。暴力をふるうことなど事件でも警察がすぐに対応できる	・多摩市教育振興プラン ・民生委員法 ・多摩市子ども・子育て支援事業計画 ・放課後子ども総合プラン行動計画 ・児童福祉法 ・第3次多摩市生涯学習推進計画

大綱方針	課題	必要な施策(戦略)	具体的な項目 (戦術、手法、事業等)	誰が 誰と	根拠：計画、事業、 法や条例（新規策 定の必要も含む）
		・会議体（NPO、 信頼できるボラン ティア等）	力する必要があると考 えているため放課後子 ども教室は現状維持に 留まる。） ・青少協、・児童館 ・居場所、サークル活動 を通じた社会性の育成、 回復	ため） ・医療・福祉 ・学校の教員やボラ ンティア（信頼のお けるひと） ・プレイワーカー	
	効果的な 情報提供	支援を必要として いる子ども・若者 をつかむ多様なチ ャンネル 届く広報	・イベント、・相談会 ・勉強会・講演会 ・居場所、・SNS ・仕事の場所づくり ・子ども若者 FM ラジ オ局 ・チャイルドライン ・回覧板、・市報 ・病院の掲示板	・子ども・若者本人 ・NPO 各学校放送局で競わ せる	
		情報共有プラット フォーム			
子ど も・若者 の成長 のため の社会 環境の 整備	NPO、ボラ ンティア、 関連機関、 専門家と の連携	分野の異なる行 政、関係機関、民間 事業者等が密に連 携をとる	具体的な連携の形は？ ・要保護児童対策地域 協議会 ・学習支援	・子育て総合センタ ー ・児童館 ・公民館 ・小学校、中学校 ・サポステ ・ハロー ワーク ・市民活動支援セン ター ・地域包括支援セン ター ・子ども・だれでも食 堂 ・青少協地区委員会 ・民生委員・児童委員 ・NPO ・社会福祉 協議会 ・ひきこもり家族会	・児童福祉法 ・民生委員法 ・第3次多摩市生 涯学習推進計画 ・社会教育法 ・生活困窮者自立 支援法 ・生活保護法

大綱方針	課題	必要な施策(戦略)	具体的な項目 (戦術、手法、事業等)	誰が 誰と	根拠：計画、事業、 法や条例（新規策 定の必要も含む）
				等 ・警察（少年係）	
	地域の支え	地域のおじさん、おばさん	・まちのオジサンオバサン事業 ・お祭り ・イベント ・居場所（勉強、相談）	・JA など農業の関連団体 ・商店街	
創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	自尊感情や理想の自己像を持ち将来への希望や意欲を持てるようになる ・実感を持った自己肯定感 ・レジリエンス ・自他尊重	アイデンティティを形成するための環境づくり 多様な体験の場づくり ・プレーパーク活動 →従来型（オリジナル）より柔軟な枠組み。移動式遊び場に近い形態）	・職場体験 ・就労支援 ・ボランティア体験 ・乳幼児との触れ合い体験 ・知るカフェ的な企業とのコラボ ・プレーパーク・遊び場活動支援 ・プレーリーダー育成・派遣	・企業・商店・施設等における学生と大人の交流経験 ・保育所・幼稚園における、中高生と乳幼児との触れ合い、育児体験 ・地域子育て拠点 ・公民館 ・青少協地区委員会 ・子ども・だれでも食堂 ・NPO ・発達障害及び困難を抱える人	・放課後子ども総合プラン行動計画 ・生活困窮者自立支援法 ・生活保護法 ・多摩市地域福祉計画 ・第3次多摩市生涯学習推進計画 ・多摩市教育振興プラン
	子ども・若者の参画の推進	多様な担い手による多様な機会	若者会議以外に ・子ども（小中高校生）会議（※若者が子ども会議のファシリテーターとして子どもの参画を促す） ・子ども若者のまちづくりコンテスト事業（50万円で実現）		・多摩市自治基本条例
子ども・若者の成長を支える担い手の養成	支援の専門家と地域の支え	支援の専門家の雇用または NPO など民間への委託	・ソーシャルワーカー、プレーワーカー、ユースワーカーの雇用と養成	・支援者→支援者に向けた学習会 ・青少協地区委員	

大綱方針	課題	必要な施策(戦略)	具体的な項目 (戦術、手法、事業等)	誰が 誰と	根拠：計画、事業、 法や条例（新規策 定の必要も含む）
	子どもの 権利	アドボケイト理念 の周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者に関わる 人材にアドボケイトの 研修、認証 ・子ども・若者による企 画に助成金を出す ・子どもや若者がやっ てみたい社会活動を応 援する事業 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童憲章 ・児童権利宣言 ・児童の権利に関 する条約 ・多摩市自治基本 条例

Ⅲ. 施策を進めるための有効な手法

1. 横断的、包括的な支援の必要性

これまで検討してきたように、子どもの胎児期（母親の妊娠期）または合計特殊出生率の低さにあらわれる少子化の課題を鑑みれば、若い世代が結婚し、共稼ぎであっても、子どもを安心して産み育てやすい環境づくり、母子保健から保育、就学前教育から小学校入学、そして中学、高校はじめ高等教育から社会での自立までの一貫した切れ目ない包括的な子ども・若者育成の支援の体系が求められる。

調査およびこれまでの議論で明らかなように現状は、保健、保育、教育、青少年育成、生活福祉など行政の縦割りで切れ目ない支援を困難とする制度的にも部署間の連携不足を引き起こす要因がある。

子どもも大人と同じく市民として生活する存在であり、生活している以上。様々な事柄が関係してくる。上記の部署のみならず、生活する街の中では道路、公園・緑地、商店街など子どもが生活する場全ては総合的に関係してくる。こういう公行政サービスを子どもの目から点検し、子どもが育ちやすい環境形成を施策的に進めることが、人口減少下の日本の地方自治体での取り組みとして重要性がより高まってきている。

そのためにもどのように現行の縦割り行政の中で横断的、包括的な支援が可能か。いくつかの方策が考えられる。以下にその選択肢を列挙する。

選択肢 1 副市長並みに調整権限を有す、子どもコミッショナーの設置

子ども担当の副市長を設けるぐらいの、調整権限を有す専門職を設置。前述のように子どものことは大人の市民と同様に総合的である。それを子どもの成長の観点からチェックし、それぞれの部署の計画、事業に調整がはかることが可能な権限を有した責任ある役割を置く。英国はじめ北欧などにはこういう専門官を置いて、大きな成果をあげている。当然、その下には実際に情報を集め調整作業を担うスタッフも置く必要がある。

選択肢2 子ども総合的部局への統合

これは政令市をはじめ行政改革で進められてきている「子ども未来局」への統合と類似したものである。ただし、多くの先行例が実際に総合的な子ども行政が行われているかという点、従来の部署を寄せ集めたものにすぎず、実際に子どもに関わる総合的な施策が進められるようになったかという点と疑わしい場合が少なくない。例えば、こういった部局と都市計画が連動しているかという点、保育所設置に近隣住民が反対というような結果は、保育所行政とまちづくりや道路行政が連動していない表れである。単に寄せ集めではなく総合的に進めるにも調整権限の行使は求められる。

選択肢3 子ども・若者育成対策本部の設置

これは行政の組織改編を行うのではなく、内部の委員会を設けるような手続きで可能なものである。ただし、通常の内部の会議ではなく、災害対策本部のように迅速に動く体制を設けることである。当然、市長ないし副市長が統括指揮を行う。各部署から選り抜きのスタッフを集めてチームを編成し、チームの集団創造の力を発揮して、横断的に問題解決、成果をあげていく。

選択肢4 子ども・若者育成支援地域協議会と子ども若者育成支援調整機関

子ども・若者育成支援推進法の枠組みの中では子ども・若者育成支援にかかわる関係機関が集まる「子ども・若者育成支援地域協議会」を組織して、連携した子ども・若者育成支援を行うように定められている。そこでその構成機関の中で事務機能を担う「調整機関」を一つ設け、また支援の主導的役割を担う、「指定機関」を一つ設けることができるようになっている。

この仕組みは民間にも開いた協働の原理に基づく官民連携の取り組みである。しかし、実際にそこまで行政と民間が信頼した協働の取り組みがどの程度まであるのか、多摩市での協働の経験の蓄積にもよる。またこの指定機関は行政の色がついたものよりも、全く、民間ならではの発想で、自由横断的に幅広く、子ども・若者の育成を真摯に考えて、必要な事柄に迅速に対応できる力が求められる。そういった力ある民間団体が育っていない場合には段階的に、そういう民間機関が育つように段階を設けて、それを目標に進めていくことも考えられる。

選択肢5 社会福祉協議会に子ども・若者育成支援機能を強化

市社会福祉協議会、地区社協は社会福祉法で規定された、民間の社会福祉法人とはいえ、行政機関の予算措置もあることから公共的性格を帯びた組織である。高齢者や障害者の福祉面でこれまでも重要な役割を担い、ボランティアセンターの運営を担うところも少なくない。社会福祉士の専門家も抱える。

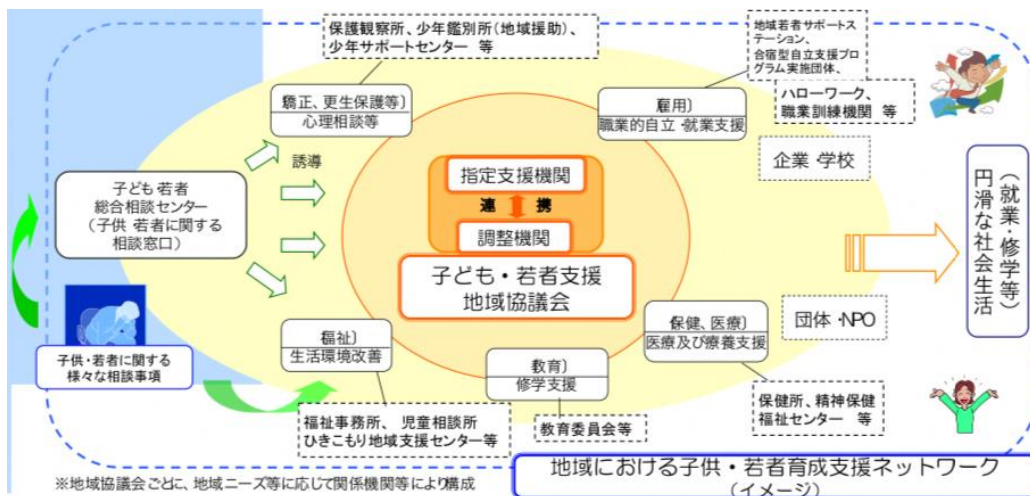
その社協にこれまで手薄であった（決して無いわけではないが）子ども・若者育成支援機能を強化することはできないだろうか。しかしその専門のスタッフも抱える必要がある。そのために予算措置やユースワーカー的な人材の確保や育成も必要となる。

議論にあった、引きこもりの子ども・若者がボランティアセンターで他者の支援に関わり、コミュニケーションスキルはじめいろいろな技術を身につけ、自己肯定感や自信を取り戻していくようなことも、そのボランティアセンターの意気込み次第にかかるとのこと。

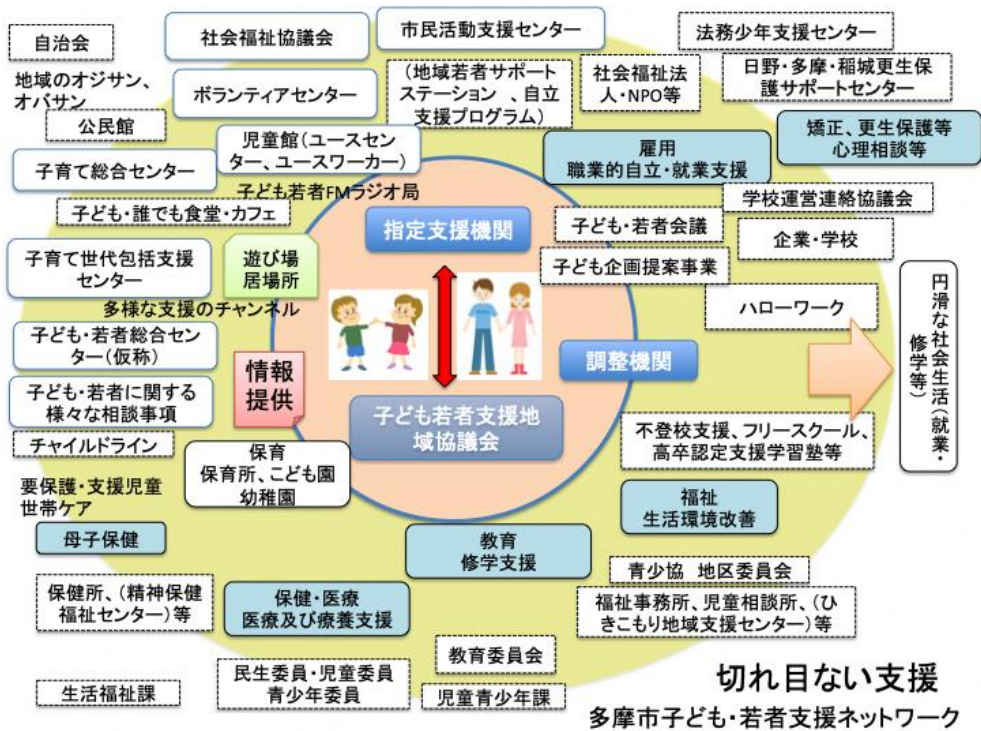
2. 子ども・若者育成支援のネットワークをいかに形成するか

国は下図のような子ども・若者育成支援のネットワークを例示している。多摩市の場合にどのようなネットワークを形成するか、行政のみではなく関係機関とともに描いて、実質的な連携の網の目を紡いでいく必要がある。

かつては地域社会そのものが見えないセーフティネットによって子どもが安全に遊び、社会性を身につける育ち方をして、反抗期にも親以外に相談、頼れる存在が近くに居て、また高齢者も孤独ではなく、地域の若い世代に存在が認められ、魂のキャッチボールから自身の存在が次に伝わる安心と喜びをもって最後を迎える、いわば子どもの誕生から一生を終わるまでのセーフティネットがあった。その網が分断され、ほころんでいることから、新たなセーフティネットを構築する必要に迫られている。既存の機能している安全・安心の網の目にどう子ども・若者育成支援の網の目を被せていくか、多摩市の各地域の状況に応じた地域版のセーフティネットの網の目を紡いでいく必要がある。



参照 国の参考関連図



多摩市 子ども・若者支援ネットワーク図

3. 支援を必要としている子ども・若者をつかむ多様なチャンネル

子ども・若者育成支援は一元的価値で提供するものではなく、多様な価値の多様な担い手によって進められ、子どもや若者が、その多様な価値を有す担い手に出会い、自分にあった担い手との出会いで救われたり、自信をつけたり、自己肯定感を育んだり、またいろいろな技術や知識を得ていく場として多様なチャンネルが提供されるべきである。子ども一人一人異なり、どんな土が、どんな栄養が、またどんな刺激剤が必要かはそれぞれの特性で異なるように、多様なほどチャンスは増える。支援を求めることができない子ども・若者にもイベントでたこ焼きを行いながらそういう子ども・若者を見つけるのに熟練した支援者も市民の中にいる。それは決して行政ではなかなかできないことである。保護者向けの講演会から引きこもりの子ども・若者への支援のネットワークへつながるきっかけもある。一方、そういう困った家庭の弱みにつけこむ悪質な業者も横行している。そのためにも、必要としている者へとどける広報・周知は徹底してあの手この手で進める必要がある。

4. 子ども・若者の育成支援の総合的見地からの施策評価・アセス

施策・事業はやりっぱなしではなく、実際にその効果をたしかめ、評価にもとづき見直して、次の施策・事業に生かしていく必要がある。また子どもの権利や子ども・若者の目からその施策や事業の成果を評価し、見直しに役立てていく

必要がある。

さらに前述のように調整権限を有する子どもコミッショナーのような存在がいれば、施策や事業の実施前に、子どもの権利をはじめ子ども・若者育成の観点から影響評価を行い、調整権限を発揮することもできる。

5. 子ども参画による子どもの声の施策への反映

子どもの目から評価なら直接子どもの声を聞く場、子どもが子どもに関わる行政施策の計画立案にも参画する機会を設けるべきである。それが子どもに与える影響ははかりしれない。実際、ニーズ調査の結果にもあるように、地域活動に参加する、計画づくりに参画する子ども・若者の方が地域への愛着、将来の定住意識が高い。SDGs という国連のミッションの実現には「誰一人取り残さない」ためにも子どもとともに将来を築いていくことが重要な要件となっている。そして、支援を必要としている当事者の子ども・若者が直接声を出して施策に反映することができたなら、本当に必要としているものにたどりつくことができるであろう。

多摩市では「2050年の大人づくり」をキャッチフレーズにESD（持続発展教育）を推進し、2013年6月に全公立小中学校が文部科学省よりESD推進拠点のユネスコスクールとして承認されている。ESDは国連の新しい持続可能な開発目標であるSDGsの中に組み込まれ、環境問題のみならず、この17の目標と169のターゲットと連携しての総合的な展開が求められている。「誰一人取り残さない」をキャッチフレーズとするSDGsを推進するように子どもの参画を推進することが将来の多摩市につながる「2050年の大人づくり」となる。

6. 子ども・若者育成支援のための条例制定

以上述べた政策の展開のためにも、それを担保する制度が求められる。これらの事柄は現行の子ども・若者育成支援推進法のみでは対応できず、多摩市にあった形での施策をすすめる担保となりうる新たな条例の策定が地方自治法でも認められる方策となる。そのためにもこれまでの懇談会の議論を踏まえながらも、関係機関、市民、当事者の子ども・若者の参画を得ながら、多摩市に即した実効性のある条例の制定がのぞまれる。

附録

- (1) 懇談会開催記録
- (2) 議事録
- (3) 懇談会資料（抜粋）